

岩手県監査委員告示第20号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月5日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局県税部花巻県税センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年5月17日

イ 本監査実施日 平成30年7月10日

（3） 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金の交付に当たり、補助金交付申請書受理後相当期間経過してから交付決定しているものが3件、437,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	月次処理計画表を作成し、進行管理を徹底した。あわせて、毎月、月末に行う業務の進捗状況を共有するための会議において、この月次処理計画表の内容を確認し、組織でのチェックを行うこととした。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局農林部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年5月15日及び同月16日

イ 本監査実施日 平成30年7月24日

（3） 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県行造林分収交付金の支出に当たり、支出していないものが1件、95,360円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出していなかった県行造林分収交付金1件、95,360円については、平成30年5月23日に支払を完了した。 今後は、県有林経営管理事務システムを活用し、土地使用許可情報の速やかな登録を徹底するとともに、分収交付金の交付状況を複数の職員が確認することにより、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年5月9日及び同月10日

イ 本監査実施日 平成30年7月19日

（3） 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 林業改善資金債権の徴収に当たり、違約金の調定を行っ	ア 違約金の調定を行っていないもの2件、511,452円に

<p>ていないものが2件、511,452円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>については、平成30年5月17日に調定処理を完了した。</p> <p>今後は、滞納債権の償還の都度、債権管理簿（貸付台帳）により違約金の有無について確認し、確実に調定を行い、再発防止に努めることとした。</p>
<p>イ 公用車の運行に当たり、法定の検査を受けないまま運行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>イ 今後は、自動車検査証の有効期間を複数の職員が確認した上で運行するなど、再発防止に努めることとした。</p>

4(1) 監査対象機関名 県北広域振興局林務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年4月24日

イ 本監査実施日 平成30年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、46,110円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給額と実費の差額46,110円については、平成30年5月9日に返納手続を完了した。</p> <p>今後は、航空機利用の旅行命令においては、旅行終了後、速やかに領収書等の提出を受け、実費を確認するよう周知徹底を行い、再発防止に努めることとした。</p>